

## 指定管理施設等における 会場使用料減免措置の廃止について（お知らせ）

山形市からの通知があり、山形県の「イベント等の開催に関する基本方針」の見直しにより、令和5年2月1日からイベント開催制限が緩和されたことに伴い、スポーツ及び文化施設等の指定管理施設の会場使用料減免措置方針（令和2年12月14日策定）を令和5年3月31日付で廃止する方針が示されましたので、下記のとおり減免措置終了となります。

### 記

#### 1. 減免措置の終了について

##### （1）終了年月日等

減免措置方針に基づく減免措置は、令和5年3月31日までの使用に係る施設使用等の申請分をもって終了とする。

※申請日ではなく使用日を基準とします。

※年度をまたぐ使用の場合でも減免措置の対象は、3月31日使用分までとします。

指定管理者：公益財団法人山形市スポーツ協会